

○宇城広域連合火薬類取締法施行規則

平成19年4月1日 宇城広域連合規則第41号
改正 平成20年3月28日 宇城広域連合規則第12号
改正 平成29年1月27日 宇城広域連合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第8号。以下「省令」という。）の施行並びに熊本県知事の権限に属する処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定に基づき宇城広域連合が処理することとされる事務について必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

第2条 法に基づく事務で煙火の消費に係るものの種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第25条第1項及び第2項の規定による許可に関する事務
- (2) 法第25条第3項の規定による許可の取消しに関する事務
- (3) 法第43条第1項の規定による消費場所への立ち入り検査、質問又は収去に関する事務
- (4) 法第45条の規定による緊急措置等に関する事務
- (5) 法第46条第2項の規定による報告の徴収に関する事務
- (6) 法第47条の規定による指示に関する事務
- (7) 法第48条第1項の規定による許可の条件を付すこと（第1号の許可に係るものに限る。）に関する事務
- (8) 法第52条第1項の規定による意見の聴取（第1号の許可に係るものに限る。）に関する事務
- (9) 法第52条第2項の規定による通報（第1号の許可、第2号の許可の取消し及び第4号の緊急措置等に係るものに限る。）に関する事務
- (10) 法第52条第5項の規定による通報の受理に関する事務

(事務の処理)

第3条 法及び宇城広域連合規約の規定により、広域連合長が行う前条に定める事務は、消防長が事務処理するものとする。

(煙火の消費許可申請)

第4条 法第25条第1項の許可を受けようとする者は、火薬類消費許可申請書（煙火）（様式第1号－1）に次の各号に掲げる書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

- (1) 火薬類(仕掛煙火)の種類及び数量(様式第1号-2)
- (2) 煙火消費計画書(様式第2号-1)
- (3) 煙火消費従事者等報告書(様式第3号)
- (4) 煙火消費場所付近見取図(様式第4号)
- (5) 従事者の保安教育等の実施状況がわかる次のいずれかを提出
 - ア 公益社団法人日本煙火協会、又は火薬保安協会の手帳の写し
 - イ 保安教育実施書(様式第5号)

2 小型煙火に限る消費の場合は、火薬類消費許可申請書(煙火)(様式第1号-1)に次の各号に掲げる書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

- (1) 火薬類(仕掛煙火)の種類及び数量(様式第1号-2)
- (2) 煙火消費計画書(様式第2号-2)
- (3) 煙火消費付近見取図(様式第4号)
- (4) 従事者の保安教育等実施状況がわかるもの。(公益社団法人日本煙火協会、又は火薬保安協会の手帳の写し)
- (5) 煙火仕様書等

3 火薬類消費許可書には、煙火消費計画書等の書類を添付し、正本1部及び副本1部(海域に係るものは副本2部)を提出しなければならない。

(許可の条件)

第5条 広域連合長は、法第25条の許可をしようとするときは、必要の最小限度のものに限り、かつ、消費者に不当な義務を課することなく、条件を付することができるものとする。

(意見の徴収)

第6条 広域連合長は、法第25条の許可をしようとするときは、熊本県公安委員会の意見を聴かなければならない。この場合においては、熊本県公安委員会の意見を尊重し、採決を行うこととする。なお、この意見の徴収は、火薬類消費許可申請書の副本をもって行うものとする。

(許可証等の交付及び取消し)

第7条 広域連合長は、法第25条の許可をするときは申請者に火薬類消費許可証(様式第6号)を交付し、同条第2項の規定により許可を与えないときは火薬類消費不許可通知書(様式第7号)を交付し、火薬類消費許可申請書の副本1部を返付するものとする。

2 前項の許可の後、違法な取扱いを行うおそれが生じた場合又は火薬類の管理を適切に行わないため災害の発生が憂慮される場合は、消費前に限り、火薬類消費許可取消書(様式第8号)により当該許可を取り消すことができるものとする。

(通報)

第8条 広域連合長は、前条第1項の許可証を交付した場合は、許可証の写しを添えて、警察署（海域に係るものにあつては海上保安庁）に通報するものとする。

（変更の届出）

第9条 法第25条の許可を受けた者は、第4条第1項、第2項の申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は煙火消費計画書の記載事項に変更があつた場合は、煙火消費許可申請事項変更届（様式第9号）により遅滞なく広域連合長に届け出なければならない。

（無許可消費の届出）

第10条 省令第49条第4号に規定する許可を受けずに消費する火薬類のうち、打揚煙火及び仕掛煙火を消費しようとする者は、宇城広域連合火災予防条例（平成19年宇城広域連合条例第48号）第45条第2号の規定により消防長に届出をしなければならない。

（立入検査）

第11条 広域連合長は、消防職員に対し、災害の発生又は公共の安全の維持のために、消費場所に立ち入り、必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため火薬類を収去させることができるものとする。

2 前項に規定する立入検査において、違反を発見したときは、指導警告を行い、改善が認められないときは、法第25条の許可の取消しができるものとする。

3 法第43条第4項に規定する証票は、消防手帳をもってこれに替え、立入検査の際は常に消防手帳を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

（緊急措置）

第12条 広域連合長は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、緊急の措置が必要と認めるときは、消費を一時禁止し、制限し、又は火薬類の所在場所の変更を命ずることができるものとする。

（報告の徴収）

第13条 広域連合長は、消費者の所有又は占有する火薬類について、災害が発生した場合において、消費者に対し、災害発生の日時、場所、火薬類の種類、数量等について報告させることができるものとする。

（事故の措置）

第14条 広域連合長は、煙火消費に係る事故が発生した場合は、熊本県が定める煙火消費に係る火薬類事故措置マニュアルに沿い、事故に伴う事務を迅速かつ的確に処理しなければならない。

（手数料の徴収）

第15条 広域連合長は、火薬類消費許可申請に対し宇城広域連合消防事務手数料条例（平成19

年宇城広域連合条例第39号) 第2条に規定する手数料を徴収するものとする。

(台帳)

第16条 広域連合長は、法第25条の許可をしたときは、許可台帳に記載するものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日宇城広域連合規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月27日宇城広域連合規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号— 1 (第 4 条関係)

火薬類消費許可申請書 (煙火)

平成 年 月 日

宇城広域連合

連合長 様

事業所名

代表者名

印

名 称				TEL			
事業所所在地				〒			
職 業							
住 所							
代表者名(年齢)							
火 薬 類 の 種 類 及び数量	打揚煙火	2 号玉	個	5 号玉	個	15 号玉	個
		2.5 号玉	個	6 号玉	個		個
		3 号玉	個	7 号玉	個		個
		3.5 号玉	個	8 号玉	個		個
		4 号玉	個	10 号玉	個		個
	仕掛煙火 ※内訳は 様式 1-2	スターマイン	台	枠仕掛	台	その他	台
		小型煙火	台	網仕掛	台		
	黒色火薬			K g			
目 的							
場 所							
日 時 (期 間)	自	雨天の場合			自		
	至				至		
危険予防の方法							
※受付欄	※経過欄			※手数料欄			
	許可年月日						
	許可番号						

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること
- 2 ※印欄は記入しないこと

様式第1号—2 (第4条関係)

火薬類 (仕掛煙火) の種類及び数量

仕	種類	商品名	※消費方法による分類	数量 (個・台)	備考
掛 煙 火					

- 備考 1 ※印欄は、種類が小型煙火の場合に次表の分類欄から選択し記入すること。
 2 計画する小型煙火は、製品の名称、形状、火の粉の飛散範囲等を明示した資料を添付すること。

小型煙火の種類	燃焼の仕方	分類	保安距離
噴出、回転、推進、及び音・光 (噴水、火車、爆竹、縄火等) で発射薬を使用しないもの	設置固定した場所から動かないもの	A	煙火製造・販売業者等が発行する煙火仕様書に示された最大飛散距離の2倍以上とする。ただし、20m未満の場合は最小距離20m以上を確保する。
	限定された範囲内で推進するもの	B	
球状若しくは円筒形の星等 (乱玉、トラ、花束等) 及び球状若しくは円筒状の煙火部品 (小割、音、飛翔、笛等) を発射薬を使用して連続的に打ち揚げるもの	星等を打ち揚げて、二次点火しないもの	C	煙火製造・販売業者等が発行する煙火仕様書に示された最大飛散距離の2倍以上とする。ただし、その距離が40m未満の場合は最小距離40m以上を確保する。
	煙火部品 (内筒等) を打ち揚げて、二次点火するもの	D	

備考 1 最大飛散距離とは、消費地点と火の粉等の飛散物が到達する地点を結ぶ最大水平距離のこと。

様式第2号—2 (第4条関係)

煙火消費計画書

消費の方法	打揚方法 <input type="checkbox"/> 単発 <input type="checkbox"/> 連発 固定方法 <input type="checkbox"/> ブロック <input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> その他 () 点火方法 <input type="checkbox"/> 導火線 <input type="checkbox"/> その他 () 煙火置場 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
製造業者若しくは販売業者の氏名又は名称及び所在地			
打揚業者の氏名又は名称及び所在地			
危害予防の方法	警戒の方法 別図のとおり立入禁止区域を設け、警戒員 名を配置する。 防火措置 <input type="checkbox"/> 消火用水 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他 () 防護措置 打揚の際の衝撃により、打揚筒の方向が変化しないように確実に固定する。 不発処理 筒内における不発は、多量の水を注入し、燃え残りの星等は、速やかに回収し水に浸す。		
連絡体制の確保	主催責任者 電話 打揚現場責任者 電話 管轄警察署 電話 管轄消防署 電話		
消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者の氏名	作業区分	氏名(年齢)	手帳の種類・番号
	点火・補助		

添付書類

- 1 消費場所の地図(案内図)
- 2 消費場所平面図(打揚場所、立ち入り禁止区域の範囲及び設置方法(カラーコーン、ロープ、バリケード等の配置)、保安距離、防火措置(防火用水や消火器の設置位置及び数量)、警備員の配置等を記載)
- 3 必要に応じ土地建築物等所有者の承諾書(学校又は公園、道路等の使用許可、河川使用届他)
- 4 手帳の写し(申請に間に合わない場合は、煙火協会への手帳交付申請書の写し又は手帳取得に係る「保安講習の講師名」及び「保安講習受講日(予定日)」を手帳の種類・番号欄に記載し、手帳交付後に写しを提出する)

様式第4号 (第4条関係)

煙火消費場所付近見取図

備考

1. 上記見取り図の中に、危険区域 (.....)、煙火置場 (⊕) を記入すること。
2. 通路、人の集合する場所、建物等までの直線水平距離を明示すること。
3. 必要に応じ市販の地図を添付すること。

様式第5条 (第4条関係)

保安教育実施書

事業所名

教育内容	使用した資料
イ 火薬類取締法施行規則第56条の4に規定されている煙火の消費に関する基準に関すること	
ロ 盗難予防その他煙火及び打上火薬等の管理に関すること	
ハ 煙火及び打上火薬等の性質に関すること	
ニ 危険時における応急措置、避難方法、その他煙火の消費上注意すべき事項	

保安教育実施日	保安教育時間	基準時間
平成 年 月 日	時間	2時間以上

講師名	資格等

添付資料

- ・当該年度で最初の申請であれば使用した資料及び保安教育実施風景の写真

様式第6号 (第7条関係)

宇城広消予指令第 号 年 月 日				
火 薬 類 消 費 許 可 証				
宇城広域連合長 印				
消費の許可 を受けた者	住	所		
	氏名(年齢) 又は名称			
	職	業		
火薬類の種類 及び数量	打 揚 花 火		黒色火薬	仕掛煙火
	2号玉 個	6号玉 個	kg	個
	2.5号玉 個	7号玉 個	小型煙火 個	
	3号玉 個	8号玉 個		
	3.5号玉 個	10号玉 個		
	4号玉 個	15号玉 個		
	5号玉 個			
消費の目的				
消費場所				
消費日時	年 月 日 時から			
	年 月 日 時まで			
雨天の場合	年 月 日 時から			
	年 月 日 時まで			
許可条件				

様式第7号 (第7条関係)

宇城広消予指令第 号
年 月 日

火 薬 類 消 費 不 許 可 通 知 書

住 所
氏 名 様

宇城広域連合長 印

年 月 日付けで申請のあった火薬類消費許可申請については、下記理由のとおり火薬類取締法第25条第2項の規定により不許可とします。

記

1 理由

教示

この処分に不服がある場合は、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宇城広域連合長に対し審査請求をすることができます。

様式第8号 (第7条関係)

宇城広消予達第 号 平成 年 月 日		
火 薬 類 消 費 許 可 取 消 書		
宇城広域連合長 印		
消 費 の 許 可 を 受 け た 者	住 所	
	氏 名 (年 齢) 又 は 名 称	
	職 業	
許 可 番 号	宇城広消予指令第 号	
消 費 の 目 的		
消 費 場 所		
消 費 日 時	年 月 日 時から	
	年 月 日 時まで	
雨 天 の 場 合	年 月 日 時から	
	年 月 日 時まで	
上記の火薬類消費許可申請については、煙火の消費許可等の基準に不適合のため下記理由により、取り消します。		
記		
1 理由		
教示 この処分に不服がある場合は、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宇城広域連合長に対し審査請求をすることができます。		

様式第9号 (第9条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">煙火消費許可申請事項変更届</p>		
<p>平成 年 月 日</p>		
<p>様</p>		
<p>事業所名 氏 名 印</p>		
<p>平成 年 月 日付け第 号の許可に係る下記の事項について変更しましたので、火薬類取締法施行規則第81条の14の表第11項の規定により届け出ます。</p>		
変更事項	変更前	変更後
変更の理由		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

(注)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。